

(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 計画段階環境配慮書
に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

- ① 事業を進めるにあたり、地元自治体や住民等へ積極的な情報提供や分かり易い説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、住民との相互理解のもとで事業を実施すること。
- ② 今後の環境影響評価の手続きで、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施想定区域及び風力発電施設の削減や位置を再検討すること。

(2) 事業計画について

- ① 事業実施想定区域には、断層や石炭を含んだ地層が存在するほか、急傾斜地崩落危険区域が含まれていることから十分な調査を実施し、自然災害の発生も考慮のうえ事業計画の検討を行うこと。
- ② 事業実施想定区域には、山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域が存在するほか、近隣の給水設備では地下水を利用していることから、事業実施に伴う水脈の枯渇や濁り等が施設に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ③ 事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、近接地にも複数存在していることから、事業実施による影響から文化財を保護するとともに、事業実施想定区域及び風力発電施設の位置を変更する場合は、関係者と事前に協議すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音、風車の影等について

事業実施想定区域周辺には、保育園及び小中学校、住宅等が存在していることから、風力発電施設の稼働に伴う騒音及び低周波音、風車の影等の影響の調査、予測及び評価については最新の知見に基づき実施のうえ、住民の生活環境への影響を回避又は極力低減させること。

(2) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域周辺には、国指定文化財天然記念物「三瀬気比神社社叢」や県指定文化財天然記念物「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」があり、北方約5kmにはラムサール条約登録湿地「大山上池・下池」が存在することから、事業実施想定区域周辺の生態系（動物、植物）に関する情報収集及び現地調査を十分行ったうえで、影響の予測及び評価を実施すること。

(3) 景観について

良好な景観形成を図るため、風力発電施設の配置は山並みの景観を阻害せず、自然林などに遮蔽される場所の選定に配慮すること。

また、事業実施想定区域は、山形県景観条例で「眺望景観資産」に指定されている大山公園から9kmの位置にあることから、事業の具体的な検討にあたっては、景観に関するガイドライン等を踏まえ、特段の景観への配慮を行うこと。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域には、「東北自然歩道」や「つるおか森の散歩道」が存在しており、既存歩道等の改変が必要な場合は、あらかじめ計画段階で管理者と協議を行うこと。